

藤沢市パークゴルフ協会規約

220330

200320

141010

(名称)

第 1 条 本会は「藤沢市パークゴルフ協会」(以下「本会」という。)
英文で「Fujisawa Park Golf Associashon」略称FPGAと称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、公益社団法人日本パークゴルフ協会(以下「日本協会」という。)の会員加盟団体として、日本協会の事業活動の円滑な推進と、パークゴルフの普及、振興を通して会員相互の交流と親睦を図り、持って健康で明るく楽しい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定例大会の開催
- (2) ルール、マナーの研修と技術の向上に関する実践活動
- (3) アドバイザー講習会の開催
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(構成員の区分)

第 5 条 本会の構成員の区分は次の通りとする。

- (1) 会員
- (2) 準会員
- (3) 特別会員

(構成員の資格と手続き)

第 6 条 会員は藤沢市内に在住しており入会申し込みを受理したもの。又は、近隣の市町村に協会がなく本会への入会を希望する場合は入会申込書を提出し、役員会の承認を得て会員と認めることができる。但し、当該市区町村に協会が設立された時は、速やかに移籍させなければならない。尚、特別の事情がある場合は3項の特別会員の手続きに従って進める事も出来る

2 準会員は、他協会に会員として所属しており、同時に本会に入会を希望する場合は入会申込書を提出し、役員会の承認を得て準会員と認めることができる。

3 特別会員は、どの協会にも属せず、本会に入会を希望する場合で入会申込書を提出し、在住協会の承諾を得た上で、本会の役員会の承認を得て、特別会員として入会を認めることができる。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 1～2 名 |
| (3) 事務局長(兼総務) | 1 名 |
| (4) 指導普及部長 | 1 名 |
| (5) 総務 | 若干 名 |
| (6) 会計 | 1 名 |
| (7) 監事 | 2 名 |

(役員の選任)

第 8 条 本会の役員は、次のように選任する。

- (1) 会長、副会長は、会員と特別会員の互選又は、役員会の推薦により総会において選出する
- (2) 他の役員は、会員の中から会長が、推薦し、総会で承認を得るものとする

(役員の職務)

第 9 条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不都合で不在の時は、その任務を代理する
- 3 事務局長は、会務を統括し推進する
- 4 指導普及部長は、会員の指導育成にあたる
- 5 総務は、庶務事務を担当する
- 6 会計は、経理を掌理する
- 7 監事は、会務の運営及び経理を監査し、総会に監査結果を報告する

(規一 1)

（役員の任期）

- 第 1 0 条 役員の任期は、就任した日から翌々年度の総会までとする。ただし、再任は妨げない。
2 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

- 第 1 1 条 会長は、役員会の議を経て、本会に顧問を置くことができる。
顧問は会長の求めに応じ、会務の運営について意見を述べ、又は助言することができる。

（会議の種別）

- 第 1 2 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

（会議の招集）

- 第 1 3 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 総会は、毎年度当初に開催する。
3 会長又は役員会が必要と認めた時は臨時に総会を招集し、開催する。
4 役員会は事業推進活動などに応じて随時開催する。

（総会）

- 第 1 4 条 総会は会員と特別会員をもって構成し、次の事項について議決する。
(1) 規約の改廃
(2) 事業報告書及び収支決算
(3) 事業計画と収支予算
(4) 役員の選出
(5) その他本会に運営に関する重要事項

（役員会）

- 第 1 5 条 役員会は、第6条の役員をもって構成し、次の事項を審議する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他必要な事項

（会議の成立と議決）

- 第 1 6 条 会議は、構成員の過半数の出席で成立し、議決は、出席者の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は、議長が決する。
2 会長は緊急又は軽易な事項について専決処理することができる。ただし、専決処理後の次の会議において速やかに報告するものとする。

（会計年度）

- 第 1 7 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2 本会の事業運営に必要な経費は、次のものをもって充てる。
(1) 会費
(2) 補助金及び寄付金
(3) その他の収入

（その他）

- 第 1 8 条 本会に必要なその他の事項は、細則で定めることができる。

附 則

この規約は2015（H27）年4月1日から適用する。
この規約は2020（H2）年4月1日から適用する（一部改訂）
この規約は2022（H4）年4月1日から適用する（一部改訂）

藤沢市パーク・ゴルフ協会施行細則

（細則の目的）

第 1 条 藤沢市パークゴルフ協会内規の施行に伴う細目について定め、円滑な運営を図ることを目的としてこの細則を定める（本則の第18条）

（入会手続き）

第 2 条 本会に入会を希望する個人又はパークゴルフ同好会（愛好会）等は入会申込書を会長に提出し役員会の承認を得るものとする。

（会費等）

第 3 条 会費等は、次に定める。

- (1) 本会への入会費は、1名,1000円（入会時の1回限り）
- (2) 本会の年会費は、「会員」「特別会員」は1,000円「準会員」は800円とする
- (3) 上記の会費は、原則として年度初めに徴収する
- (4) 年度途中の加入者で10月以降の場合の年会費は半額を徴収する
- (5) 定例会参加費は、1,000円とし、主に参加賞、賞品代等の運営費に充当する
- (6) 納入した会費は、いかなる理由でも返還しない

（退会）

第 4 条 退会は、次の通りとする。

- (1) 本人から申し出があった場合
- (2) 本協会の名誉を著しく損なう行為が認められた場合は、役員会の議決により除名する
- (3) 年会費が、未納の場合

（個人情報）

第 5 条 FPGAの入会時や活動中に収集した個人情報（氏名、住所、電話番号、生年月日、Eメールアドレス、顔写真など）については、規約の第3条(目的)及び第4条（事業）の範囲内で、会員のみの情報利用（連絡網、会員名簿、組織運営等）、外部団体への登録及び各種PG大会への参加通知、パークゴルフ普及のための広報活動（Webサイト、広報誌、パンフレット他への氏名、住所の一部、写真などの公開）で利用する。

- 2 収集した個人情報は、法律上公的機関への届出、提出が必要な場合と事故等での緊急時の対応を除いて、第三者へ提供しない。
- 3 収集した個人情報において、本人から、内容の開示、訂正、追加、削除の求めがあった場合には、速やかに対応する。

（助成金）

第 6 条 NPGAの指導員認定料およびアドバイザー認定料の半額程度を協会負担とする

附 則

この細則は2015 (H27) 年4月1日から施行する。

この細則は2022 (R4) 年4月1日から施行する（一部改訂、構成員の区分）。

この細則は2023 (R5) 年4月10日から施行する（一部改訂、個人情報追加）。

この細則は2025 (R7) 年4月11日から施行する（一部改訂、助成金追加）。